

事務所だより

第9号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

健康保険の給付いろいろ - 第1回 -

職業・年齢等で異なる 医療保険制度

サラリーマン
と自営業者の
健康保険は、
違うの？

現在の公的医療
保険制度は、「健
康保険」「共済組
合」「国民健康保
険」の3つに大別
されます。さらに
「健康保険」には
「全国健康保険協
会管掌健康保険」
と「組合管掌健康
保険」があります。
少し前で議論され
ていた「長寿医療
制度（後期高齢者
医療制度）」には、
「健康保険」「共
済組合」「国民健
康保険」のいずれ

かに加入していた方が、75歳
（一定の条件で65歳）になる
と全員移行します。（図表参
考）

これらの公的医療保険は、
自由に選択して加入できるわ
けではありません。例えば、
ほとんどのサラリーマンは
「全国健康保険協会管掌健康
保険」に加入することになり
ます。また、自営業の方は、
「国民健康保険」に加入しま
す。

では、なぜこのように分類
されているのか、制度の成り
立ちから考えてみましょう。

日本で最初の 社会保険制度

健康保険が大正11年に制定
され、大正15年に施行されま
したが、保険給付や保険料負

担は昭和2年からスタートし
ました。この保険は、工場・
鉱山・交通業等で、従業員常
時10人以上の適用事業所に勤
務する社員を対象とし、限定
的に運用されていきました。そ
の後、昭和13年に国民健康保
険法が公布されましたが、職
業限定で任意加入制度でした。
そのため、当時の国民の3分
の1に当たる約三千万人が医
療保険の適用を受けることが
できず、無保険のままとなっ
ていました。

そのため、「健康保険」
「共済組合」に加入していな
い人は、すべて国民健康保険
に加入することを義務づけた
新しい国民健康保険法を昭和
33（一九五八）年に制定し、
昭和36年に全国市町村で国民
健康保険事
業が開始さ
れ、「国民
皆保険体制」
が達成され
たのです。



原則的には同じ 保険給付

健康保険事業を運営するた
めに保険料を徴収したり、保

険給付を行ったりする者を
「保険者」といいます。健康
保険に加入し、病気やけがな
どをしたときなどに必要な給
付を受けることができる人の
ことを「被保険者」（共済組
合の場合は「組合員」とい
います。「健康保険」「共済
組合」「国民健康保険」の各
保険者は、原則的には同じ保
険給付を行います。また、保

次回より、
保険給付の
種類と手続
きについて
掲載いたし
ます。

険給付のほかに保健サービ
スとして、生活習慣病予防検診
や特定保健指導、健診後の健
康相談などを行っています。



	制度	被保険者		保険者
医療保険	健康保険	一般	健康保険の適用事業 所で働く会社員 間会社の勤労者	全国健康保険協会、 健康保険組合
		法第3条第 2項の規定 による被 保険者	健康保険の適用事 業所に臨時に使用 される人等	全国健康保険協会
	船員保険 (疾病部門)	船員として船舶所有者に使用さ れる人	全国健康保険協会	
	共済組合 (短期給付)	国家公務員、地方公務員、私 学の教職員	共済組合	
	国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組 合等に加入している勤労者以 外の一般住民		市区町村
退職者医療	国民健康保険	厚生年金保険など被用者年金 に一定期間加入し、老齢年金 給付を受けている65歳未満等 の人		市区町村
高齢者医療	後期高齢者 医療制度	75歳以上の方および65歳~74歳 で一定の障害の状態にあること につき後期高齢者医療広域連合 の認定を受けた人		後期高齢者 医療広域連合

